

環境影響調査に関する基準

(目的)

第1 この基準は、茨木市開発行為等の手続等に関する条例（令和6年茨木市条例第22号。）第24条第1項に基づく規定について、その具体的な基準を定めることにより開発行為等に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(調査対象に関する基準)

第2 環境影響調査を必要とする開発行為等は、次に掲げるものとする。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）の対象となる事業を除く。

- (1) 開発区域の面積が25ヘクタール以上であって、住宅建設を目的とするもの
- (2) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場を新たに建設する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する施設を設置する事業

ア ばい煙発生施設等（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第17条第3項に規定する届出施設をいう。）であって、定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油に換算した量が1時間当たり2,000リットル以上のもの

イ 特定施設等（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第2項に規定する届出施設をいう。）であって、公共用水域へ排出される1日当たりの平均的な排水量が5,000立方メートル以上のもの

- (3) その他市長が必要と認めるもの

(調査項目)

第3 環境影響調査及び事後調査の評価項目は次に掲げるものから選定し、整理するものとする。

- (1) 生活環境

大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、都市景観

(2) 自然環境

気象、自然景観、人と自然とのふれあいの活動の場

(3) 歴史的・文化的環境

歴史的・文化的景観、文化財

(4) 環境負荷

廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質

(5) 気候変動適応等

洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害、暑熱、地震、津波

(調査方法)

第4 第3の環境影響調査の評価項目の選定、整理及び調査方法等については、大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針」を参考とし、当該指針に定めのない事項については本市の指示に従い実施すること。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。